

建設工事現場で主任技術者となる届出書

(宛先) 富士市長

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

次の者は営業所の専任技術者となっていますが、「営業所の専任技術者」の取扱いの例外規定により、次の工事現場の主任技術者となることを届け出ます。

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------|------|------|------|---|---|---|
| 主任技術者となる者 | 氏 名 | | 雇用年数 | 年 | | | |
| | 営業所の専任技術者となっている業種 | | | | | | |
| 当該営業 所におい て契約す る建設工 事 | 契 約 番 号 | | | | | | |
| | 工 事 名 | | | | | | |
| | 請負代金額 | ¥ | (税込) | | | | |
| | 工 種 | | | | | | |
| | 契約年月日 | 年 | 月 | 日 | | | |
| | 工 期 | 年 | 月 | 日 から | 年 | 月 | 日 |
| | 担当監督員 | 所属氏名 | | | | | |
| | 工事現場住所 | | | | | | |
| 営 業 所 住 所 | | | | | | | |
| 工事現場と営業所の所要時間 | 約 | 分 | | | | | |

営業所の専任技術者を主任技術者として工事現場に配置することができる条件（全項目満たした場合のみ可）

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場と営業所が近接していること。
- ③ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制であること。
- ④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。